

## 第 1 2 5 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年8月18日（水）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和3年8月18日（水）午前 9時41分
- 3 閉会の日時 令和3年8月18日（水）午前10時56分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 名		欠席 名			
	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理人（6）	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	10	雪本 泰嗣	出席

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹  
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司  
 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久  
 農地担当係長 橋本 聡実 主任 川田 秀紀

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
  - (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
  - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地改良届について

#### 第2号議案 農政関係等について

- 申 請 等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第125回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約54アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約65アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番と2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1ページ3番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約52アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約59アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番と6番は受人が同一のため、一括して説明します。いずれも増反により、西大寺五明の田は5年間の使用貸借権を、西大寺門前の畑は所有権移転しようとするものです。受人は現在、約16アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

なお、5番の資料に2か所誤りがありますので訂正をお願いします。まず、申請書の使用貸人の住所の欄ですが、「西大寺門前」は誤りで、正しくは「西大寺五明」です。次に、営農計画書1枚目の事業計画の欄ですが、2行目の自宅前の農地の地番は誤りで、正しくはです。代理人に連絡の上、原本を訂正させています。

7番から2ページ13番は受人が同一のため、一括して説明します。前回保留の案件で、すべて増反による所有権移転です。前回は、受人が令和元年10月に取得した農地について、適切に管理されていなかったため、すべての農地を効率的に利用するとは認められず、保留となりました。今月6日に瀬戸地区の委員さんと事務局で再度現地を確認したところ、草刈りなどの作業に取り掛かってはいましたが、2か所のうち1か所は手付かずであり、まだ作業中の状態であるため、東区協議会では引き続き保留意見となっています。

14番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 3番から14番までの12件について審議した結果、事務局の説明のとおり、7番から13番までの7件は保留意見、残りの5件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)については、1番から14番までの14件のうち、7番から13番までの7件を保留、残りの7件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)については、1番から14番までの14件のうち、7番から13番までの7件を保留、残りの7件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長

3 ページ 1 番、申請地は、農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は現在、東区竹原の実家に夫妻と母の 3 人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、生活環境が変わらず、西日本豪雨での被害が少なかった申請地を自己専用住宅に転用しようとするものです。なお、現在の住居には引き続き母が居住します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進

1 番の 1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委員

議 長

協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

それでは、申請等（2）については、1 番の 1 件を許可と決定してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは、申請等（2）については、1 番の 1 件を許可と決定します。

議 長

次に、申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任

4 ページ 1 番、平成 3 0 年 1 2 月 4 日付で農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天資材置場です。

申請人は、中区桑野に本店を置き、主な事業は運送業です。コンテナ輸送の需要に応えるため、本社の隣接地である申請地を所有権移転し、露天資材置場として利用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積については、フィートコンテナ 7 5 基の集積・荷捌きの計画から妥当な面積と判断されます。被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます

以上です。

議 長

中区協議会の協議の様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進

1 番の 1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委員

議 長

協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長

4 ページ 2 番、申請地は、農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断

され、転用目的は分家住宅です。

申請人は現在、東区西大寺金岡の借家に妻と子供2人の4人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、将来両親の面倒をみるのに通いやすい、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)については、1番と2番の2件を許可と決定してよろしいか。

全議員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)については、1番と2番の2件を許可と決定します。

なお、中区1番は、転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、8月30日開催の岡山県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について(所有権の移転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)については、5ページ中区1番と6ページ東区1番と2番の計3件です。農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が行う売買事業で、中区1番と東区1番は財団から担い手への所有権移転で、東区2番は土地所有者から財団への所有権移転です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)については、原案のとおり決定とします。

議長 次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局

から説明をお願いします。

川田主任

7 ページ 1 番から 9 ページ 9 番までの 9 件で、権利取得の事由はいずれも相続、権利の種類はいずれも所有権で、内容をご覧のとおりです。3 番については、あつせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議します。

各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員

ありません。

議長

それでは、申請等（5）については、1 番から 9 番までの 9 件を受理と決定してよろしいか。

全員

よろしい。

議長

それでは、申請等（5）については、1 番から 9 番までの 9 件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長

報告（1）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届については、10 ページ 1 番の 1 件で、転用目的は敷地拡張で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届については、11 ページ 1 番から 3 番までの 3 件で、転用目的は、分譲住宅地・公園・隣地譲渡地 2 件、露天休憩スペース及び緑地 1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、12 ページ 1 番から 3 番までの 3 件です。解約理由は、耕作目的 1 件、転用目的 2 件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地改良届については、13 ページ 1 番と 2 番の 2 件で、内容は、普通野菜畑 2 件です。

以上です。

議長

これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員

ありません。

議長

何もないようでしたら、以上で第 1 号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第 2 号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第 2 号議案について資料に従い説明。

議長

第 2 号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員

ありません。

議長

その他何かありますか。なければ研修に入りたいと思います。

農業会議

農業者年金について説明。

議長

それではこれで閉会したいと思います。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、  
代 理 者 お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時56分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員